

広島県告示第九百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十六条第一項の規定によつて、次の漁業権を令和六年十一月一日変更免許した。

令和六年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公示番号 (免許番号)	住 漁 業 権 者 の 所	名 称	免許の内容	漁業権の 存続期間
区第四〇五号	福山市田尻町二八八〇番地一五	田尻あんずの里漁業協同組合	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり
区第四一七号	福山市沼隈町大字能登原二四九三番地の六	千年漁業協同組合	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり
区第四一八号	福山市沼隈町大字能登原二四九三番地の六	千年漁業協同組合	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり
区第四一九号	福山市内海町一一〇二番地の一	横島漁業協同組合	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり
区第四二一号	福山市内海町一一〇二番地の一	横島漁業協同組合	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり
区第四二二号	福山市内海町一一〇二番地の一	横島漁業協同組合	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり	令和六年広島県告示第七百四十八号のとおり